

社会福祉法人 相模翔優会

指定短期入所生活介護・介護予防生活介護事業所 ル・リアンふかみ利用契約書

第1条（サービスの目的及び内容）

- 1 事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、事業者が管理運営する施設に短期間入所する利用者に対し、当該施設において入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練のサービスを提供します。
- 2 サービス内容の詳細は、別紙「利用別紙1」「重要事項説明書」に記載のとおりとします。

第2条（契約の有効期間）

- 1 この契約の有効期間は、令和____年____月____日から令和____年____月____日までとします。
- 2 事業者は、契約期間満了日の7日前までに、利用者から意思表示が無い場合は、事業者が利用者に対し契約更新の意思を確認し、自動的に更新するものとします。その場合の計画期間は、次の要介護および要支援認定の期間とし、それ以降の更新についても同様とします。

第3条（短期入所生活介護計画等）

- 1 事業者は、利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に沿って、サービスを提供します。また、入所期間が4日以上となる場合は、「短期入所生活介護計画」を作成し、これに従って計画的にサービスを提供します。短期入所生活介護計画を作成した場合は、利用者に説明のうえその写しを交付します。
- 2 短期入所生活介護計画には、施設に入所してサービスを利用する期間（利用期間）を記載するものとします。ただし、利用期間を特定できない場合には、月・週等により予定の期間を記載するものとします。
- 3 利用者は、サービスを利用する日の3日前までに、事業者に対し、利用期間の変更を申し入れることができます。事業者は、施設の余裕がない場合その他正当な理由がない限り、これに応じるものとします。
- 4 事業者は、利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望し、その変更が居宅サービス計画の範囲内で可能な場合には、速やかに短期入所生活介護計画の変更等の対応を行います。
- 5 事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合には、速やかに居宅介護支援事業者への連絡調整等の援助を行います。

第4条（身体的拘束等の禁止）

- 1 事業者は、サービス提供に当たり身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 2 前項ただし書きの規定に基づき身体的拘束等の行為を行った場合には、事業者は直ちに、その日時、態様、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由、当該行為が必要と判断した職員等及び当該行為を行った職員等の氏名その他必要な事項について、サービス提供記録書等の書面に記録します。

第5条（高齢者虐待防止対策）

事業所は、サービス提供にあたり「高齢者虐待の防止。高齢者の養護者に対する法律」に基づき高齢者の虐待する行為を行いません。

第6条（サービス提供の記録等）

- 1 事業者は、サービスを提供したときは、あらかじめ定めた「サービス提供記録書」等の書面に、提供したサービス内容等の必要事項を記入し、利用者の確認を受けることとします。
- 2 事業者は、一定期間ごとに、目標達成の状況等を記載して前項のサービス提供記録書等の書面その他の書面を作成して、利用者に説明のうえその写しを交付します。
- 3 事業者は、サービス提供記録書等の書面を作成した後5年間これを保存し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

第7条（利用者負担金及びその滞納）

- 1 サービスに対する利用者負担金は、別紙に記載するとおりとします。ただし、契約の有効期間中に、介護保険法等の法令改正により利用者負担金の改定が必要となった場合には、改定後の金額を適用するものとします。この場合には、事業者は法令改正後速やかに利用者に対し改定の施行時期及び改定後の金額を通知し、本契約の継続について確認するものとします。
- 2 利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用者負担金を2ヶ月間以上滞納した場合には、事業者は1ヶ月以上の期間を定めてその支払いを催告し、期間満了までに支払わないときに限り、文書により契約を解除することができます。
- 3 事業者は、前項の催告をした後、契約を解除するまでの間に、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から、居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な調整を行うよう要請するものとします。

第8条（利用者の解約等）

- 1 利用者は、少なくとも3日前までに事業者に予告することにより、いつでも、この契約を解約することができます。
- 2 利用者は、事業者が定められたサービスを提供しなかった場合その他この契約に違反した場合には、直ちにこの契約を解除することができます。
- 3 利用者は、いつでもサービスの利用を中止することができます。この場合には、利用者は、速やかにその旨を事業者に連絡するものとします。
- 4 利用者が、サービス利用の予定日（入所期間中の各1日）の前々日までに、前項の連絡をしなかった場合には、利用者負担金（1割分）の範囲内で別紙（サービス説明書）に定める金額のキャンセル料を、事業者を支払うものとします。ただし、利用者の体調の急変その他緊急やむを得ない事情がある場合には、この限りではありません。

第9条（事業者の解除）

事業者は、利用者その関係者が下記に示す行為により、この契約を継続することが困難となった場合には、その理由を十分に説明するとともに、文書を交付することにより、この契約を解除することができます。この場合には、事業者は、速やかに居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者にその旨を連絡します。

- ① 他の利用者および職員等への暴力、暴言、恐喝、迷惑行為がある場合。
- ② 自傷行為を繰り返すため自殺の恐れがある場合。
- ③ 他の利用者および職員等への宗教の勧誘行為、セールス行為、政治勧誘行為のある場合。
- ④ 度重なる注意事項を無視し、当施設の規程等に従わない場合。
- ⑤ 当施設の物品等を不正に破損したにも関わらず賠償しない場合。

第10条（契約の終了）

利用者が介護保険施設等に入所し、又は要介護認定及び要支援認定が受けられなかったこと等により、相当期間以上にわたり、短期入所生活介護のサービスの利用が困難となった場合には、この契約は終了するものとします。この場合には、事業者は、速やかにその旨を利用者に通知するものとします。

第11条（事故時の対応等）

- 1 事業者は、サービス提供に際して利用者のけがや体調の急変があった場合には、医師や家族への連絡その他適切な措置を迅速に行います。
- 2 事業者は、サービス提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者の故意又は過失によらないときは、この限りではありません。

第12条（秘密保持）

- 1 事業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2 事業者は、文書により利用者又はその家族の同意を得た場合には、居宅介護支援事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができるものとします。

第13条（苦情対応）

- 1 利用者は、提供されたサービスに関して苦情がある場合には、事業者、介護支援専門員、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し出ることができます。
- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにし、苦情の申し出又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- 3 事業者は、利用者が苦情申し出等を行ったことを理由として何らの不利益な取扱いもいたしません。

第14条（契約外の事項）

- 1 この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重して、利用者と事業者の協議により定めます。
- 2 この契約書は、介護保険法に基づくサービス及び同一種類の介護保険外サービス（利用限度額を超える上乗せサービス）を対象としたものですので、利用者がこれ以外のサービスを希望する場合には、別途契約するものとします。

上記のとおり、短期入所サービスの契約を締結します。

令和____年____月____日

(利用者)

住 所_____

氏 名_____ 印

電 話_____

連帯保証人（家族等）

住 所_____

氏 名_____ 印

(立会人)

住 所_____

氏 名_____ 印

(注)「立会人」欄には、利用者本人とともに契約内容を確認し、緊急時などに利用者の立場に立って事業者との連絡調整等を行える方がいる場合に記載してください。なお、立会人は、契約上の法的な義務等を負うものではありません。

(事業者)

所 在 地 〒242-0011 大和市深見 2106 番 1

事業者名 社会福祉法人 相模翔優会
特別養護老人ホーム

代表者名 ル ・ リ ア ン ふ か み 印
理事長 三 國 文

私は居宅サービス計画（ケアプラン）作成者として、この契約の内容がこれに沿った内容であることを確認しました。

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

(介護支援専門員)

所 在 地_____

事業者名_____

専門員氏名_____ 印

(注)介護支援専門員は、サービス契約が居宅サービス計画にのっとったものかどうかに留意する必要があるが、その確認を行った場合には契約書にも介護支援専門員が記名押印することが考えられるため、その欄を設けたものである。この記載によって、介護支援専門員としての責任を超えて債務保証などの特別な法的責任を負うものではない。